

岩手県教育委員会告示第7号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第38条第2項の規定により、岩手県指定史跡の指定（平成2年岩手県教育委員会告示第4号）で指定した岩手県指定史跡のうち旧中山・小繋・川底一里塚（所在地が二戸郡一戸町小繋字小繋の部分を除く。）の指定が解除され、次のように改める。

令和2年10月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

指定番号	名称	所在地	指定地域			所有者
			地番	地目	面積	
史38	小繋一里塚	二戸郡一戸町小繋字小繋	122番1	山林	146㎡	二戸市堀野字大川原毛91番地の2 荒川商事有限会社